



茨城県報

第 2276 号

平成23年4月21日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の変更（障害福祉課）	2
●大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）	2
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2件）（中小企業課）	3
●森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表（林業課）	5
●定款変更の認可（農村計画課）	9
●土地収用法による事業の認定（用地課）	9
●道路の区域の変更（道路維持課）	11
●道路の供用の開始（道路維持課）	11
●土地改良区役員の就退任（農林事務所）	12
●土地改良事業の認可（2件）（農林事務所）	13
●土地改良事業の工事の完了（5件）（農林事務所）	13

（公 安 委 員 会）

●警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）の実施	14
●警備員等の検定の実施	17
●少年指導委員の委嘱	20

（選 挙 管 理 委 員 会）

●施設の長が不在者投票管理者となることのできる施設の指定	20
●政治団体の設立届出	21
●政治団体の届出事項の異動届出	22
●政治団体の解散届出	25
●資金管理団体の指定届出	25
●資金管理団体の解散届出	26
●政治団体の設立届出の一部訂正	26

公 告

●落札者等の公示（総務事務センター）	26
●落札者等の公示（情報政策課）	27
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）	27
●都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	28

（病 院 局）

●落札者等の公示	28
----------	----

（ 警 察 本 部 ）

●落札者等の公示（2件）……………29

告 示**茨城県告示第516号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項に規定する変更の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	サービスの種類	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
0810500207	セントケア石岡	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	石岡市旭台3-14 -12 オリエン ビル202号	石岡市東光台3- 8-4 B号室

茨城県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の所在地は、中心市街地活性化法第55条第1項に基づき定められた第二種大規模小売店舗立地法特例区域内であるため、同条第2項の規定により意見聴取の手続きは行わない。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**(1) 名称及び代表者氏名**

水戸都市開発株式会社

取締役社長 加 藤 浩 一

(2) 住所

水戸市宮町1-2-4

2 届出事項の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

水戸駅北口地区第一種市街地再開発事業施設建築物

水戸市宮町1丁目6番130 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

株式会社丸井 代表取締役 川 下 雄 司

（変更後）

株式会社丸井 代表取締役 中 村 正 雄

(3) 変更の年月日

平成23年 4 月 1 日

(4) 変更した理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者交代のため

3 届出年月日

平成23年 4 月12日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ水戸本店

水戸市元吉田町字上千束1944番12 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成22年12月16日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）6 箇所

（変更後）7 箇所

(3) 届出年月日

平成22年12月 8 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
水戸市	駐車場の位置及び構造等 - 出入口 No. 7 には、交通誘導員を配置して出入り車両の誘導を行い、交通事故の防止及び歩行者の安全確保に留意されたい。 - また、ほかの出入口についても、駐車場に出入りする車両及び歩行者の安全を確保すること。 - 入口 No. 4、出口 No. 5 及び出入口	- 出入口 No. 7 は、主要道路に面し、酒門東交差点の直近であることから、出入口付近において入退店の車両と歩行者が交錯し、接触事故等が起きる可能性があるため。 - また、第 3 駐車場の南側は狭あい道路であるほか、出入口 No. 1 の真向かいの位置に児童遊園があるため。 - 駐車場出入口が近接していることに

	No. 6 において、利用車両の出入りの際に接触事故等が生じないよう、安全対策をすること。 ・ 駐車場設置に伴う道路の改造については、道路管理者と協議すること。 騒音の発生に係る事項 ・ 騒音により、周辺的生活環境が損なわれないよう、適切な措置を講ずるよう配慮されたい。 街並みづくり等への配慮等 ・ 新設駐車場敷地内に屋外広告物を新設する場合には、水戸市屋外広告物条例を遵守すること。	より、各出入口付近での店舗利用者の車両同士による接触事故等が起きる可能性があるため。 ・ 道路法第24条に基づく承認が必要であるため。 ・ 敷地境界における予測結果において、夜間における規制基準値を超える箇所があるため。 ・ 屋外広告物の表示については、水戸市屋外広告物条例による許可を受ける必要があるため。なお、駐車場案内サインについても、街並みに配慮したものとするとともに、ロゴマークや会社名が入ると屋外広告物の対象となることがある等のため、設置の際には事前相談を求めている。
--	--	---

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課



茨城県告示第519号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

バイクセブン土浦店

土浦市真鍋4丁目2277-2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成22年12月2日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社G-7モータース	兵庫県神戸市須磨区弥栄台三丁目1番地の6	春 名 直 幸

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成23年7月19日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,750㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 62台
- (イ) 駐輪場の収容台数 5 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 50㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 20㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 8 時
(閉店時刻) 午後 8 時45分
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時30分～午後 9 時
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
4 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

平成22年11月18日

2 市町村の意見

意見なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第520号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項第 4 号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の 1 の(1)のア及び 2 の(1)のアに掲げる区域内において森林又は樹木を所有し、又は管理する者で、この公表した事項に関し不服がある者は、公表があった日から 2 週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成23年 4 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 航空機を利用して行う薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区域

那珂市、鉾田市、東茨城郡大洗町及び那珂郡東海村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県央農林事務所、茨城県鹿行農林事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

イ 期間

平成23年5月20日から平成23年7月19日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

(4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他必要な事項

ア (3)に掲げる措置については、森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ (3)に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する農林事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出すること。ただし、ウにより損失補償金交付申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ (3)に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第1号又は第2号）を、当該措置を行った後、速やかに(3)に掲げる樹木の所在する地域を管轄する農林事務所の長に提出すること。この場合において、当該農林事務所の長は、当該申請書の提出を受けたときは、申請者の行った措置が(3)に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該申請者に交付するものであること。

エ 知事は、(3)に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、(1)のイに掲げる期間内に(3)に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

オ 知事は、エの措置を行った場合において、その費用の額が、(3)に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を越えるときは、その越える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

2 地上からの薬剤による防除

(1) 区域及び期間

ア 区域

日立市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、那珂市、神栖市、銚田市及び東茨城郡大洗町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課、茨城県県北農林事務所、茨城県県央農林事務所、茨城県鹿行農林事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）

イ 期間

平成23年5月20日から平成23年7月19日まで

(2) 森林病虫害等の種類

松くい虫

(3) 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

(4) 命令をしようとする理由

(1)のアに掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、(3)に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、(1)のアに掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(5) その他必要な事項

1 の(5)のアからオまでと同様とする。

別記様式

年 月 日

松くい虫防除実施届出書

茨城県 農林事務所長 殿

届出人住所
氏名 印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積	樹 木 本 数		樹 木 の 材 積	
	ヘクタール	本		立方メートル	
実施区域又は場所	実 施 期 間	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
		人件費	人	円	円
		薬剤費		円	円
		その他		円	円
		計		円	円

茨城県告示第521号

一の瀬土地改良区から平成23年4月4日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により同年4月14日認可した。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第522号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 社会福祉法人慈徳会
- 2 事業の種類 介護老人保健施設松寿園リハビリケアセンター整備事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分

茨城県鹿嶋市武井字金山地内

- (2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

介護老人保健施設松寿園リハビリケアセンター整備事業（以下「本件事業」という。）は、茨城県が平成21年度から平成23年度までを計画期間とした第4期茨城県介護保険事業支援計画で高齢者福祉圏域ごとに定めている介護老人保健施設の整備計画に基づいて、社会福祉法人慈徳会（以下「慈徳会」という。）が、鹿行高齢者福祉圏域において第二種社会福祉事業として介護老人保健施設松寿園リハビリケアセンター（以下「本施設」という。）を整備する事業であり、本施設は法第3条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

慈徳会は、平成22年5月に開催された理事会において、本件事業の内容や事業費及び財源について説明を行い、本件事業を開始することについて、各理事の承認を受けており、また、本件事業に必要な自己資金も有していることから、起業者である慈徳会は、本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

- ア 申請事業の施行により得られる公共の利益について

現在、旧大野村全域を含む鹿嶋市北部地域（以下「鹿嶋北地区」という。）にリハビリテーションを中心とした介護老人保健施設は無く、また、鹿嶋市を含む鹿行高齢者福祉圏域においては、将来高齢率が高いため、介護老人保健施設の設置が急務となっていることから、本件事業を施行することで茨城県の介護保険事業支援計画等に合致することとなる。また、本施設を特別養護老人ホーム松寿園に隣接して設置運営することで、医療と介護のサービスを総合的に提供することが可能となり、本格的な高齢社会に対応するための基盤となるこ

とが期待される。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 申請事業の施行により失われる利益について

本事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び茨城県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 7 号）に基づく環境影響評価の対象となる事業ではないので、起業者は環境影響評価を実施していないが、本施設が周辺環境へ与える影響について検討を加えている。

騒音及び振動については、本施設は騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）の規制の適用外であり、騒音については、本施設は、特にこれらの発生原因となる施設ではなく、また、工事期間中は、低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制するとしている。

雨水排水については、起業地内での浸透処理を原則とし、オーバーフロー分については隣接する特別養護老人ホーム松寿園の既設雨水調整池に放流し調整するものとして同施設管理者から同意を得ている。汚水雑排水については、起業地内に合併処理浄化槽を設置して浄化し、浄化処理後の排水について浸透処理設備を設け適切に処理するとしている。

埋蔵文化財については、鹿嶋市教育委員会の試掘調査の結果、起業地内に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による遺跡・遺構は確認されず、同委員会から申請どおり着工することに支障ない旨の回答を得ている。

希少動植物については、起業者が現地で調査した結果、「茨城における絶滅の恐れのある野生生物」（動物編・平成 13 年 3 月、植物編・平成 11 年 3 月）に記載された希少動植物の生息又は生育は確認されなかったとしている。

よって、これらの検討結果及び抑制対策から、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

起業者は、本件事業の起業地を決定するに当たっては、日照、通風、騒音などの自然・環境的条件、介護福祉施設との連携など位置的・社会的条件、経済的条件をもとに、3 候補地を選定し、比較検討を行っている。

その結果、本施設の運営に必要な環境の確保、交通の利便性、事業費の効率性等を判断し、本施設の建設に係る費用も比較的に経済的に済むこと及びその他の比較検討項目においても特に不適切な事項がないことから、起業地を決定している。

よって、本件事業の起業地の決定は適切であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。また、ウで述べたように、本件事業の起業地の決定は適切であると認められる。

よって、本件事業は法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 申請事業を早期に施行する必要性について

(3)アで述べたように、鹿行高齢者福祉圏域内の鹿嶋北地区においては、リハビリテーションを中心とした介護老人保健施設は無く、また、将来高齢率が高いため、介護老人保健施設の設置が急務となっている。慈徳会が本件事業を施行することによって、医療と介護のサービスを総合的に提供することが可能となり、本格的な高齢社会に対応するための基盤となり、茨城県の介護保険事業支援計画等に合致することとなる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

本件事業の起業地の範囲は、施設利用者の利便性や施設職員の作業効率を考慮しつつ周辺環境への配慮などに留意しながら計画されており、本件事業の目的を発揮するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ア及びイで述べたところを鑑みれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をいずれも充足すると判断されるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

鹿嶋市役所 介護長寿課

茨城県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成23年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 245号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延 長	摘 要
日立市大みか町4丁目30番28号地先から	旧	最大	16.0	88	
		最小	15.9		
日立市大みか町4丁目30番24号地先まで	新	最大	18.0	88	仮設歩道設置
		最小	15.9		

茨城県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年4月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 245号
- 2 供用開始の区間 日立市大みか町4丁目30番28号地先から
日立市大みか町4丁目30番24号地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月21日

茨城県告示第525号

稲敷市幸田3542番地に事務所を置く新利根川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年 4 月21日

茨城県県南農林事務所長 山 根 隆 重

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	栗 山 勲	稲敷市六角332番地
〃	諸 岡 正 一	〃 戊渡764番地
〃	川 村 貞 夫	〃 堀川403番地
〃	浦 口 勇	〃 柴崎322番地
〃	木 村 一 也	〃 桑山288番地
〃	内 埜 新 也	〃 上馬渡742番地
〃	宮 本 隆 典	〃 浮島4432番地
〃	栗 山 隆	〃 須賀津900番地
〃	吉 田 慶 治	〃 結佐383番地
〃	坂 本 允	〃 西代1902番地
〃	高 城 功	〃 上須田1140番地
〃	芝 山 堅 治	〃 幸田1412番地
〃	根 本 衛	〃 清水51番地
〃	黒 田 仁	〃 下須田223番地
〃	久 松 博	稲敷郡河内町平川680番地
〃	内 藤 英 男	〃 〃 金江津7699番地
〃	福 田 好 祐	〃 〃 金江津4048番地 2
監 事	木 内 義 延	稲敷市押砂237番地
〃	宮 渕 東 陽	〃 下太田1792番地 1
〃	飯 田 稔	〃 須賀津953番地 3
〃	黒 田 和 雄	〃 伊佐部1065番地
〃	篠 田 恭 幸	稲敷郡河内町片巻246番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	高 城 功	稲敷市上須田1140番地
〃	諸 岡 正 一	〃 戊渡764番地
〃	浦 口 勇	〃 柴崎322番地
〃	川 島 昇	〃 堀川860番地
〃	篠 田 茂 樹	〃 桑山507番地
〃	内 埜 新 也	〃 上馬渡742番地
〃	宮 本 隆 典	〃 浮島4432番地
〃	栗 山 隆	〃 須賀津900番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	坂 本 允	稲敷市西代1902番地
〃	黒 田 仁	〃 下須田223番地
〃	黒 田 和 雄	〃 伊佐部1065番地
〃	小 倉 清	〃 結佐402番地
〃	長 坂 太 郎	〃 佐原組新田424番地内 2 号
〃	大 崎 榮	〃 町田116番地
〃	久 松 博	稲敷郡河内町平川680番地
〃	内 藤 英 男	〃 〃 金江津7699番地
〃	福 田 好 祐	〃 〃 金江津4048番地 2
監 事	木 内 義 延	稲敷市押砂237番地
〃	宮 渕 東 陽	〃 下太田1792番地 1
〃	高 木 清 實	〃 浮島4474番地
〃	内 田 和 新	〃 清水1525番地
〃	篠 田 恭 幸	稲敷郡河内町片巻246番地

茨城県告示第526号

積水土地改良区から平成23年1月7日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）积水地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、同年4月7日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年4月21日

茨城県県西農林事務所長 後 藤 四 朗

茨城県告示第527号

積水土地改良区から平成23年1月7日付けで施行認可申請のあった農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）水海地区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、同年4月7日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成23年4月21日

茨城県県西農林事務所長 後 藤 四 朗

茨城県告示第528号

鶴戸沼土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）鶴戸地区については、平成23年2月19日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年 4 月21日

茨城県西農林事務所長 後 藤 四 朗

茨城県告示第529号

菅生沼土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）菅生沼黄金地区については、平成23年 3 月18日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成23年 4 月21日

茨城県西農林事務所長 後 藤 四 朗

茨城県告示第530号

菅生沼土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）菅生沼南部地区については、平成23年 3 月 4 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成23年 4 月21日

茨城県西農林事務所長 後 藤 四 朗

茨城県告示第531号

菅生沼土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）菅生沼南部板戸井地区については、平成23年 2 月28日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成23年 4 月21日

茨城県西農林事務所長 後 藤 四 朗

茨城県告示第532号

菅生沼土地改良区が行う農業生産基盤整備事業（一般地帯型・かんがい排水）菅生沼地区については、平成23年 3 月 4 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定により届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成23年 4 月21日

茨城県西農林事務所長 後 藤 四 朗

（ 公 安 委 員 会 ）

茨城県公安委員会告示第23号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第 2 項第 1 号の規定による警備員指導教育責任者講習（新規取得講習）を次のとおり実施する。

平成23年 4 月21日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

1 講習に係る警備業務の区分及び講習期間

(1) 警備業法第 2 条第 1 号に規定する警備業務

平成23年 7 月 4 日（月）から 7 月13日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 8 日間

(2) 警備業法第 2 条第 2 号に規定する警備業務

平成23年 8 月16日（火）から 8 月24日（水）まで（8 月19日（金）及び土曜日及び日曜日を除く。）の 6 日間

(3) 警備業法第 2 条第 3 号に規定する警備業務

平成23年 8 月29日（月）から 9 月 5 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 6 日間

(4) 警備業法第 2 条第 4 号に規定する警備業務

平成23年10月20日（木）から10月27日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の 6 日間

2 講習場所

茨城県水戸市水府町864番地の 4 茨城県職業人材育成センター

3 受講定員

各講習とも30名

4 受講資格

(1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1 級検定」という。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧 2 級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込手続

(1) 事前申込

ア 申込方法

受講を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（講習受付専用電話029－301－0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、代理人による申込み、講習受付専用電話以外での受付は行わない。

イ 事前申込期間

(ア) 1 の(1)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年 5 月23日（月）から 5 月24日（火）までの間の午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 1 の(2)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年 6 月30日（木）から 7 月 1 日（金）までの間の午前 9 時から午後 5 時まで

(ウ) 1 の(3)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年7月14日(木)から7月15日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

(エ) 1の(4)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年9月7日(水)から9月8日(木)までの間の午前9時から午後5時まで

ただし、各講習とも定員になり次第締め切る。

(2) 受講申込書の提出

ア 受講申込方法

事前申込みにより受付番号を取得した者は、茨城県内の警察署生活安全課(係)へ定められた書類を提出すること。

イ 申込書提出期間

(ア) 1の(1)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年5月30日(月)から6月3日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

(イ) 1の(2)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年7月11日(月)から7月15日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

(ウ) 1の(3)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年7月25日(月)から7月29日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

(エ) 1の(4)に掲げる警備業務の区分に係る講習

平成23年9月12日(月)から9月16日(金)までの間の午前9時から午後5時まで

なお、代理人、郵送等による提出は認めない。

ウ 提出書類

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの)1通及び受講対象者に該当することを疎明する書面1通

(イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

a 前記4(1)に該当する者

警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

b 前記4(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

c 前記4(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

d 前記4(4)に該当する者

旧1級検定の合格証の写し

e 前記4(5)に該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

6 受講手数料及び納付方法

受講申込書提出の際、警備業法第2条第1号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(47,000円)、警備業法第2条第2号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(38,000円)、警備業法第2条第3号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料(38,000円)、警備業法第

2 条第 4 号に規定する警備業務については、警備員指導教育責任者講習手数料（34,000 円）を、それぞれ茨城県収入証紙により納入すること。

なお、納入した受講手数料は返還しない。

7 受講時の携行品

筆記具、警備業関係法令集等

8 講習の委託

本講習は、社団法人茨城県警備業協会に委託して実施する。

9 その他

- (1) 本講習終了後、修了検査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- (2) 不明な点については、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係（029-301-0110 内線3033）へ問い合わせること。

茨城県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成23年 4 月21日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

1 検定の種別、定員、実施日時等

種別及び級	定員	実施日時	実施場所
雑踏警備業務 2 級検定	30人	平成23年 8 月12日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで	水戸市水府町864番地の 4 茨城県職業人材育成センター
交通誘導警備業務 2 級検定	30人	平成23年 9 月30日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで	
雑踏警備業務 1 級検定	30人	平成23年10月 6 日（木） 午前 9 時から午後 5 時まで	

2 受検資格

(1) 1 級検定

茨城県内に住所地のある者又は警備員として茨城県内に所在する警備業営業所に所属している者であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 2 級の検定（受検しようとする警備業務の種別に係るものに限る。）に係る法第23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、受検しようとする警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの。

イ 茨城県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2 級検定

茨城県内に住所地のある者又は警備員として茨城県内に所在する警備業営業所に所属している者

3 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、

実技試験においても、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合には、その者に対する試験を中止する。

4 検定の内容

(1) 雑踏警備業務 2 級検定

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること
- (ウ) 雑踏の整理に関すること
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

(2) 交通誘導警備業務 2 級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること
- (ウ) 車両等の誘導に関すること
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

(3) 雑踏警備業務 1 級検定

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること
- (ウ) 雑踏の整理に関すること
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること

5 受検申請手続

(1) 事前申込

ア 申込方法

受検を希望する者は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課（受付専用電話029-301-0789）あて事前申込みを行い、受付番号を取得すること。

なお、いずれの検定についても定員になり次第締め切るものとし、代理人による申込み、受付専用電話以外

での受付は行わず、1 通話につき 1 人の受付とする。

イ 事前申込期間

(ア) 雑踏警備業務 2 級

平成23年 6 月27日 (月) から平成23年 6 月28日 (火) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 交通誘導警備業務 2 級

平成23年 8 月10日 (水) から平成23年 8 月11日 (木) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(ウ) 雑踏警備業務 1 級

平成23年 8 月22日 (月) から平成23年 8 月23日 (火) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書の提出

ア 申請方法

受付番号を取得した者は、定められた申請書提出期間・場所において検定申請書等を提出すること。

イ 申請書提出期間

(ア) 雑踏警備業務 2 級

平成23年 7 月 4 日 (月) から平成23年 7 月 8 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(イ) 交通誘導警備業務 2 級

平成23年 8 月22日 (月) から平成23年 8 月26日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(ウ) 雑踏警備業務 1 級

平成23年 8 月29日 (月) から平成23年 9 月 2 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時まで

を提出期限とし、代理人、郵送等による提出は認めない。

また、検定申請書の提出後、住所地に受検票が送付されるので、検定当日必ず持参すること。

ウ 申請書提出場所

検定を受検しようとする者は、次のいずれかの場所に提出書類を申請すること。

(ア) 住所地が茨城県内に所在し、所属する警備業営業所が茨城県内に所在する者

住所地又は所属する警備業営業所を管轄する警察署生活安全課 (係)

(イ) 住所地が茨城県内に所在し、所属する警備業営業所が茨城県外に所在する者

住所地を管轄する警察署生活安全課 (係)

(ウ) 住所地が茨城県外に所在し、所属する警備業営業所が茨城県内に所在する者

所属する警備業営業所を管轄する警察署生活安全課 (係)

エ 1 級検定提出書類

(ア) 検定申請書

(イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 枚

(ウ) 受検資格を疎明する書面 (茨城県内に住所地を有している書面若しくは、警備員として茨城県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面)

(エ) 前記 2(1)アに該当する者は、受検しようとする警備業務の種別に係る 2 級の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書

(オ) 前記 2(1)イに該当する者は、茨城県公安委員会が交付した 1 級検定受検資格認定書

オ 2 級検定提出書類

(ア) 検定申請書

- (イ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚
- (ウ) 受検資格を疎明する書面（茨城県内に住所地を有している書面若しくは、警備員として茨城県内に所在する営業所に所属していることを疎明する書面）

6 検定手数料及び納付方法

(1) 検定手数料

- ア 雑踏警備業務 2 級検定 13,000円
- イ 交通誘導警備業務 2 級検定 14,000円
- ウ 雑踏警備業務 1 級検定 13,000円

(2) 納付方法

検定手数料は、検定申請書提出の際に、各検定の手数料に相当する額を茨城県収入証紙により納付すること。
なお、納付した検定手数料は返還しない。

7 受検に必要なもの

受検票、筆記用具、雨衣（雨天時に使用）を持参すること。
なお、受検者の服装は、動きやすい服装（警備服等）とすること。

8 その他

受付専用電話による質疑等は受け付けないので、不明な点は、茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課警備係（029-301-0110 内線3033）へ問い合わせること。

茨城県公安委員会告示第25号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第 1 項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成23年 4 月21日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

氏 名	連 絡 先
村 上 一 郎	茨城県笠間警察署生活安全課
割 貝 治 子	茨城県笠間警察署生活安全課
柴 沼 靖 子	茨城県笠間警察署生活安全課
倉 持 正 信	茨城県下妻警察署生活安全課

（選挙管理委員会）

茨城県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び同条第 4 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定を次のとおり行った。

平成23年 4 月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人清河会ケアハウスゆずの木荘	常陸大宮市西野内1537-1

2 指定年月日 平成23年4月12日

茨城県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成23年4月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成23年3月1日から31日まで）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条第1項第1号に該当する議員政治団体	政治資金規正法第19条第1項第2号に該当する議員政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
「元気な取手」をつくる会	塚本 光男	川田 政文	取手市小文間3823					H23. 3. 1
布川たかしと豊かな守谷をつくる会	布川 隆史	布川 曜子	守谷市御所ヶ丘五丁目25番地9					H23. 3. 1
小島信一後援会	杉山 弘之	小島 力	筑西市下野殿801-1					H23. 3. 2
皆川まさと後援会	皆川 章	下条 豊	筑西市松原2969					H23. 3. 3
石井めぐみと語る会	佐藤 秋雄	永野貴美子	取手市片町244					H23. 3. 4
明友会	吉成 明	高野 芳文	日立市鹿島町1-11-7					H23. 3. 4
よしなり明後援会	柴田 和彦	高野 芳文	日立市鹿島町1-11-7					H23. 3. 4
美浦村を元気にする会	中泉 琢磨	伊藤 孝次	稲敷郡美浦村大谷1290-1					H23. 3.11
鈴木ひであき後援会	神保 治夫	鈴木 聡使	稲敷郡美浦村大谷453番地					H23. 3.22
大津亮一後援会	大津 俊雄	大津 和子	水戸市全隈町841					H23. 3.23
金子てるひさ後援会	金子 晃久	金子 晃久	常総市三坂町1662-1					H23. 3.23
中村ひでと後援会	小野瀬勝司	小河原隆次	水戸市柳河町128の1					H23. 3.24
地域政党茨城維新の会	石井 章	山岡 玲華	取手市片町244	○		石井 章	衆議院議員（現職）	H23. 3.24
かすみがうら市を考える会	高瀬 霞山	屋城 里子	かすみがうら市上稲吉1839-2					H23. 3.25

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
そめや栄後援会	栄 谷 栄	満 山 富	坂東市中里627番地の1					H23. 3.29
高安ひろあき後援会	博明 高安	勇夫 栗原	日立市幸町2-13-6					H23. 3.29

茨城県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成23年4月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体異動の状況（平成23年3月1日から31日まで）

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新	風野かずみ後援会	和子 風野							H23. 3. 1
旧		秀彦 大森							
新	田村遠渡丸後援会			鹿嶋市下津781-96					H23. 3. 1
旧				鹿嶋市平井1350-389					
新	茨城県建設業協会政治連盟		正人 尾曾						H23. 3. 2
旧			清治 藤田						
新	村上典男後援会	郭延 桑野							H23. 3. 9
旧		淑 前島							
新	野村眞実後援会			水戸市泉町2-2-37					H23. 3.14
旧				水戸市河和田2-3-3					

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新	水戸市民フォーラム			水戸市元吉田町310-1					H23. 3.14
旧				水戸市河和田2丁目3番地3					
新	木内敏之後援会	木内 弘							H23. 3.15
旧		石津 明							
新	自由民主党茨城県第一選挙区支部	田所 嘉徳	遠藤 元明	水戸市大町1-2-14-303			田所 嘉徳	衆議院議員(候補者となろうとする者)	H23. 3.18
旧		岡田 広	大高 松男	水戸市大町1-2-14-406			岡田 広	参議院議員(現職)	
新	伊藤けんや後援会		安田 誠						H23. 3.22
旧			宗像 浩						
新	鈴木ふじお後援会	小林 正志							H23. 3.22
旧		林 勇							
新	ひのした周一郎後援会	須釜 国昭							H23. 3.23
旧		須釜 光可							
新	自由民主党茨城県交通安全施設業支部		山田 徹						H23. 3.24
旧			古谷 忠						
新	細谷春幸後援会	細谷 宣一	保坂 修一						H23. 3.24
旧		細谷 洋	細谷 宣一						
新	自由民主党茨城県ハイヤー・タクシー支部		木本 信男						H23. 3.25
旧			大山 義勝						
新	自民党茨城県中古自動車販売支部		光安 照明						H23. 3.28
旧			米川 孝						
新	桜友会			石岡市月岡984					H23. 3.28
旧				石岡市東石岡5-3					
新	前島もりまさ後援会	鈴木 征勝							H23. 3.28
旧		中島 初巳							

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に該当する国会議員関係政治団体	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に該当する国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
新 旧	自由民主党金砂郷支部	成井小太郎 石崎 拓也							H23. 3.29
新 旧	自由民主党那珂市那珂支部 自由民主党那珂町支部	渡辺 勝一 関 宗長		那珂市中台739 那珂市額田東郷1					H23. 3.29
新 旧	飯岡英之後援会(新友会)		稲葉 良一 飯岡 武男						H23. 3.29
新 旧	三村孝信後援会			東茨城郡城里町石塚2206-3 東茨城郡城里町石塚532-1					H23. 3.29
新 旧	吉成好信後援会		荒井 正治 菊池 長男						H23. 3.29
新 旧	茨城県環境政治研究会		岡崎 好美 神永 弘						H23. 3.30
新 旧	つかもと一也を育てる会	塚本 秀子 塚本 育造							H23. 3.30
新 旧	中村こうき後援会	矢幡 榮三 富田 博美	持丸 節男 中村 伸丈	鹿嶋市宮中3丁目1-26 笠間市八雲1-2-14					H23. 3.30
新 旧	自由民主党茨城県薬剤師支部		寺島 啓雄 大森 幹雄						H23. 3.31
新 旧	茨城県藤井基之薬剤師後援会		寺島 啓雄 大森 幹雄						H23. 3.31
新 旧	茨城県薬剤師連盟		寺島 啓雄 大森 幹雄						H23. 3.31
新 旧	西野はじめ後援会		岩間 茂 古川 正美	常陸太田市東二町2229番地 常陸太田市金井町1796番地					H23. 3.31

茨城県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 4 月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体解散の状況（平成23年 3 月 1 日から31日まで）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
次世代の風	大 森 秀 彦	風 野 和 子	桜川市真壁町羽鳥939－2	H23. 3. 1
自由民主党石岡中央支部	鈴 木 せつ子	海老沢 正 男	石岡市井関966番地	H23. 3. 2
古川静子後援会	古 川 静 子	古 川 静 子	桜川市真壁町真壁321	H23. 3. 4
神栖市の未来を考える会	磯 野 真 美	才 賀 真 樹	神栖市波崎1251	H23. 3.11
三和町良榮会	赤 岩 茂	北 山 英 明	古河市下大野1543	H23. 3.23
良山会	斉 藤 一 恵	山 室 和 男	古河市下大野1543	H23. 3.23
良政会	染 谷 森 雄	藤 沼 政 男	古河市下大野1543	H23. 3.23
良和会	関 根 正 一	上 野 澄 雄	古河市下大野1543	H23. 3.23
政翔会	廣 瀬 義 彰	鈴 木 良 道	かすみがうら市稲吉東五丁目1－3	H23. 3.25
清風会	遠 藤 利	山 中 章	常総市水海道宝町2861－2	H23. 3.25
自民党茨城県中古自動車販売支部	磯 崎 孝	光 安 照 明	小美玉市西郷地1392－2	H23. 3.28
せき英喜後援会	福 地 良 作	関 とき子	常陸太田市町屋町1319－1	H23. 3.28
自由民主党茨城県建設支部	石 川 良	鈴 木 則 夫	水戸市泉町2－2－30	H23. 3.29
佐々木忠男後援会	佐々木 忠 男	古 賀 栄 次	ひたちなか市市毛1077 日立労組水戸支部内	H23. 3.29
長南ゆきお後援会	長 南 武	吉 田 光 男	稲敷郡阿見町中郷2丁目20番2	H23. 3.29
なかそね康人茨城後援会	山 口 伸 樹	古 谷 博	笠間市福田3199	H23. 3.29
変革とブレない実行力の会	鉄炮塚 剛 士	羽 石 哲 郎	筑西市菅谷1624番地 富山コンクリート工業（株）内	H23. 3.29
えんどう利後援会	吉 田 弘	鈴 木 和 雄	常総市水海道宝町2861－2	H23. 3.30
こばやし栄後援会	小 林 栄	遠 井 一	結城市新福寺二丁目19番地23	H23. 3.30

茨城県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 4 月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体指定の状況（平成23年 3 月 1 日から31日まで）

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
吉 成 明	日立市長（候補者となろうとする者）	明友会	日立市鹿島町 1 - 11 - 7	H23. 3. 4
高 安 博 明	日立市議会議員（候補者となろうとする者）	高安ひろあき後援会	日立市幸町 2 - 13 - 6	H23. 3. 29

茨城県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の解散の届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成23年4月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

資金管理団体解散の状況（平成23年3月1日から31日まで）

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体 の 名 称	主たる事務所の所在地	届出年月日
古 川 静 子	桜川市議会議員	古川静子後援会	桜川市真壁町真壁321	H23. 3. 4
佐々木 忠 男	茨城県議会議員	佐々木忠男後援会	ひたちなか市市毛1077番地 日立労組水戸支部内	H23. 3. 29
小 林 栄	茨城県議会議員	こばやし栄後援会	結城市新福寺二丁目19番地23	H23. 3. 30

茨城県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出について、神達たけし後援会から訂正の報告があったので、政治団体の設立届出（平成22年茨城県選挙管理委員会告示第24号）の一部を次のように訂正する。

平成23年4月21日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

政治団体設立の状況（平成22年1月1日から31日まで）の神達たけし後援会の項中「神達 定行」を「神達 定之」に改める。

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

- ①平成23年度総務事務支援システム運用保守業務 ②総務部人事課 水戸市笠原町978番6 ③平成23年4月1日
④日本電気株式会社茨城支店 水戸市三の丸1 - 1 - 25 ⑤54,537,000円（消費税相当額 2,597,000円を含む。）⑥随意契約 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事由

①平成23年度住民基本台帳ネットワークシステム県ネットワーク監視保守業務委託 ②企画部情報政策課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③平成23年 4 月 1 日 ④財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25 ⑤42,338,060円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成23年 6 月13 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年 4 月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年 4 月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 鼎

3 代表者の氏名

笹 沼 由美子

4 主たる事務所の所在地

茨城県守谷市百合ヶ丘二丁目2634番地の 9 ル・クル101号室

5 定款に記載された目的

この法人は、産業・福祉・教育・健康・国際協力などあらゆる社会の領域において社会福祉支援活動に取組み、暮らしよい町の実現に向け福祉と経済の調和・地域振興・社会福祉支援システム構築・国際協力をし、普及活動及びそのための人材を育成し障害者等が権利の擁護・労働の確保等に関する事業を行い、産業・福祉・教育・国際協力の推進に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年6月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年4月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あきない組

3 代表者の氏名

茅 根 和 史

4 主たる事務所の所在地

茨城県常陸大宮市南町1139番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、常陸大宮市中心商店街の活性化を目的とし、イベント事業などを通して、人と人とのコミュニケーションの中で、青少年の健全な育成を図る。

また、宅配事業を通し、買い物弱者救済や高齢者に対し安否確認などを行い福祉の推進と住み良い安心安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

●都市計画の図書の縦覧

鹿島臨海都市計画地区計画の変更に伴い、鹿嶋市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年4月21日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画（鹿島大野駅周辺地区地区計画）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

（ 病 院 局 ）

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年4月21日

茨城県立中央病院長 永 井 秀 雄

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県病院局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①体外衝撃波結石破碎装置 一式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③平成23年 2 月10日 ④日立キャピタル株式会社茨城支店 茨城県水戸市泉町一丁目 2 番 1 号 ⑤月額 970,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く） ⑥一般競争入札 ⑦平成22年12月24日 ⑧最低価格

（ 警 察 本 部 ）

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年 4 月21日

茨城県警察本部長 杵 淵 智 行

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 ⑧その他必要な事項

①四輪自動車運転シミュレータ 1 式の賃借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③平成22年11月 1 日 ④日立キャピタル株式会社 茨城支店 支店長 飯田 豊 ⑤月額531,060円（消費税及び地方消費税抜き額） ⑥一般競争入札 ⑦平成22年 9 月21日 ⑧落札方式は、最低価格

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成23年4月21日

茨城県警察本部長 杵 淵 智 行

〔掲載順序〕

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行っ

た日 ⑧その他必要な事項

①放置駐車違反処理システム及び放置駐車違反管理システム機器 1 式の賃借 ②茨城県警察本部警務部会計課 茨城県水戸市笠原町978番 6 ③平成22年11月 1 日 ④NECキャピタルソリューション株式会社 関東支社長 小林英資 ⑤月額1,702,800円 (消費税及び地方消費税抜き額) ⑥一般競争入札 ⑦平成22年 9 月21日 ⑧落札方式は, 最低価格

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)